

## 医療機関等における院内感染対策に関する留意事項（概要）

※ 平成23年6月17日医政指発第0617第1号  
厚生労働省医政局指導課長通知「医療機関等における院内感染対策について」を基に作成

### 1. 院内感染とは

- 院内感染とは
  - ① 医療機関において患者が原疾患とは別に新たに患した感染症
  - ② 医療従事者等が医療機関内において感染した感染症のことである。

### 2. 通常時の対応

#### (1) 感染制御の組織化

- 院内感染対策委員会を設け、院内感染に関する技術的事項等を検討。
- 病床規模の大きい病院では感染防御チーム（ICT）を設置し、病棟巡回等を実施。
- 全ての職員に対する組織的な対応方針の指示や教育等の実施。
- 院内感染対策マニュアルを整備。

#### (2) 標準予防策等の取組

- 個人用防護具を適切に配備し、医療従事者にその使用法を正しく周知。
- 標準予防策を実施するとともに、必要に応じ感染経路別予防策を実施。
- 空調設備、給湯設備等、院内感染対策に有用な設備の適切な整備。
- 院内の清掃、必要に応じ環境消毒の実施。
- 医療機器の洗浄・消毒・滅菌、感染性廃棄物の適切な処理。

### 3. アウトブレイク（集団発生）が疑われる場合の対応

#### (1) アウトブレイク（集団発生）を疑う基準

- 以下を基本とする。
  - ① 1例目の発見から4週間以内に、同一病棟において新規に同一菌種による感染症の発症事例が計3例以上特定された場合
  - ② 同一機関内で同一菌株と思われる感染症の発症事例が計3例以上特定された場合

※ ただし、以下の4菌種は発症者以外に保菌者も含む

- ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌（VRSA）
- ・多剤耐性緑膿菌（MDRP）
- ・バンコマイシン耐性腸球菌（VRE）
- ・多剤耐性アシネトバクター・バウマニ（*Acinetobacter baumannii*）

#### (2) アウトブレイク（集団発生）が疑われる場合の初動対応

- 集団発生が疑われると判断した場合、医療機関は院内感染対策委員会又は感染防御チームによる会議を開催。
- 1週間以内を目安に集団発生に対する院内感染対策を策定かつ実施。

#### (3) 支援依頼

- 感染対策を講じた後、新たな感染症の発症事例を認めた場合、他の医療機関の専門家に感染拡大の防止に向けた支援を依頼。

#### (4) 保健所への報告基準

- 医療機関内での院内感染を講じた後、
  - 1) 同一菌種による感染症の発症事例が多数にのぼる場合（目安として10名以上になった場合）
  - 2) 院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合管轄する保健所に速やかに報告する。
- 上記のような場合に至らない時点においても、医療機関の判断の下、必要に応じて保健所に連絡・相談することが望ましい。